

武蔵野市立第五小学校 改築基本計画（案）

令和5年1月20日版

令和5（2023）年3月

武蔵野市教育委員会

目次

1	基本計画の背景と目的	1
	(1) 背景	1
	(2) 目的	1
2	改築校の概要	2
	(1) 地域・地区要件等	2
	(2) 学区域	2
	(3) 児童数・学級数の推移（予測）	3
	(4) 学区周辺における浸水想定	4
	(5) 改築校の現況	5
	(6) 改築校の特徴ある教育活動等（令和4年度）	6
3	小学校改築における標準化と各学校の特徴の考え方	10
	(1) 武蔵野市学校改築における標準化と各学校の特徴の考え方	10
	(2) 教育空間の考え方	12
4	基本方針	15
5	整備方針	15
	(1) 第五小の特徴を活かした整備方針	15
	(2) 学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設	16
	①普通教室・教室まわり	16
	②ラーニングcommons	17
	③特別教室・特別教室まわり	17
	④特別支援教室*（小集団活動室、個別指導室）	17
	(3) 安全でゆとりのある施設	18
	①体育施設	18
	②管理諸室	18
	③自校調理施設	19
	④設備・構造計画の考え方	19
	⑤防犯対策・安全対策	19
	⑥環境配慮の考え方	19
	⑦バリアフリー・ユニバーサルデザイン	20
	(4) 地域のつながりを育てる施設	21
	①地域子ども館*	21
	②避難所	21
	③地域連携・開放施設	22
6	改築事業の概要	24
	(1) 改築計画施設の予定規模	24
	(2) 構成諸室	24
	(3) 想定工程	24
	(4) 建物配置	25
7	改築工事中の対応	26
	(1) 中学校改築との関係	26
	(2) 仮移転により想定される影響と対応	26
8	その他	28
	(1) プールの設置について	28
	(2) 仮設校舎使用期間中の水泳授業の対応	29

巻末に用語説明を掲載している用語には*の記号を付けています。

1 基本計画の背景と目的

(1) 背景

市では、『公共施設再編に関する基本的な考え方』（平成 25(2013)年 3 月）において、既存施設を原則 60 年は使用することとしており、学校施設もこの方針に基づき維持管理を行ってきましたが、最も古い学校施設は本年、令和 5 (2023)年に築後 63 年となり、今後連続して築後 60 年が到来するため、計画的に更新を行う必要があります。

教育委員会では、平成 26(2014)年度に、新たな教育課題、適正規模、公共施設として学校に求められる機能等について検討し、『武蔵野市学校施設整備基本方針』としてまとめました。さらに、その方針に基づき学校施設の更新を着実かつ計画的に実施できるよう、検討を重ね、令和 2 (2020)年 3 月に『武蔵野市学校施設整備基本計画』（以下「全体計画」という。）を策定し、今後 20 年間余を見据えた目指すべき学校施設の基本的な方向性と、具体的な施設の整備方針および標準的な仕様を定めました。

そして、全体計画に基づき、施設の建築年数を基本に、劣化状況などを総合的に考慮した結果、令和 4 (2022)年度より、武蔵野市立第五小学校（以下「第五小」という。）及び武蔵野市立井之頭小学校（以下「井之頭小」という。）の改築に着手することとし、令和 4 (2022)年 7 月より、学校関係者、保護者、学区域内在住者、地域団体代表者で構成する「武蔵野市立第五小学校改築懇談会」でご意見を伺いながら、『武蔵野市立第五小学校改築基本計画』（以下「本計画」という。）の策定を進めてきました。

(2) 目的

第五小の改築事業の実施に当たっては、学校の独自性を踏まえつつ、市全体の学校施設の整備方針、物理的余裕及び地域性等を鑑み、検討を行う必要があります。

本計画では、第五小の改築事業を進めていく上での基本的な考え方を示すとともに、今後第五小の設計を行うための、新たな学校施設の規模、配置及び事業スケジュール等与条件の整理を行います。

また、第五小の改築にあたっては、改築工事期間中（令和 7（2025）～令和 9（2027）年度）、第五中学校の校地に設置されている仮設校舎に移転する必要があるため、第五小改築事業と第五中の関連及び現時点で想定される影響等についても整理します。

2 改築校の概要

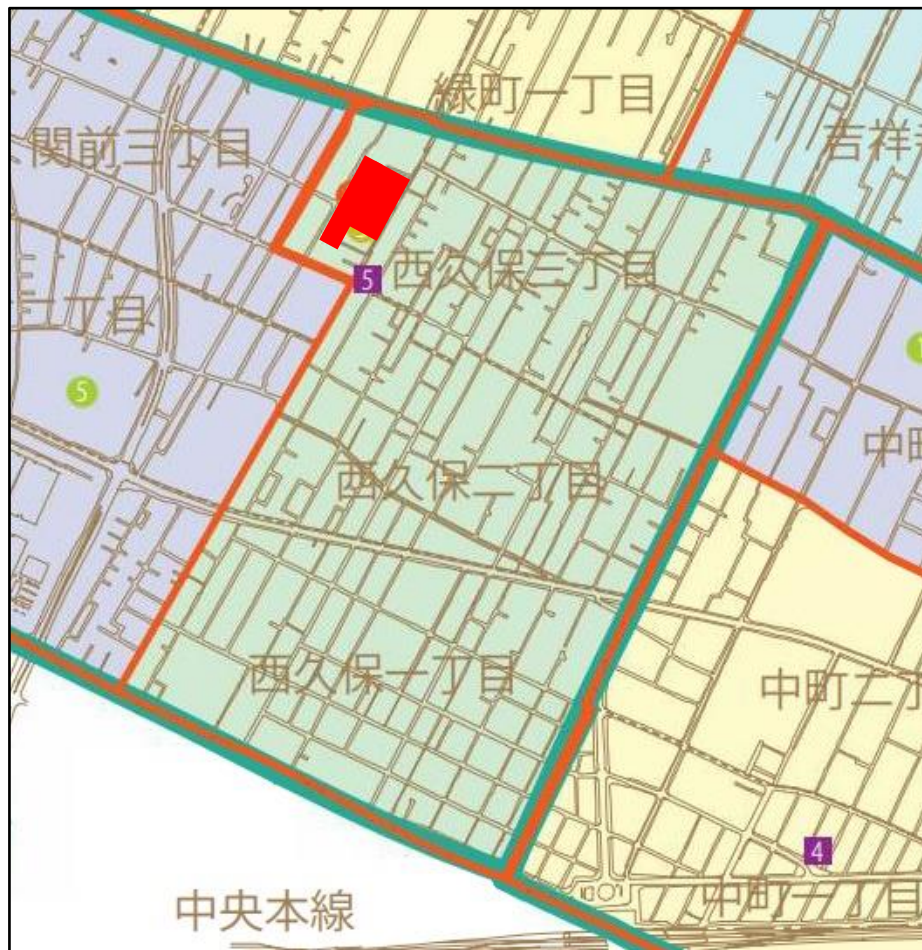
(1) 地域・地区要件等

- ① 用途地域*：第一種中高層住居専用地域
- ② 建ぺい率*：60%
- ③ 容積率*：180%
- ④ 高度地区*：第2種高度地区
- ⑤ 防火地域*：準防火地域
- ⑥ 日影規制*：3時間-2時間/測定面4m

(2) 学区域

西久保1～3丁目

関前3丁目2～5番



(3) 児童数・学級数の推移（予測）

全国的には人口が減少していますが、本市の人口は増加しています。これを受けて、今後の市立小学校の児童生徒数の推計は、しばらく増加した後、なだらかに減少傾向になります。

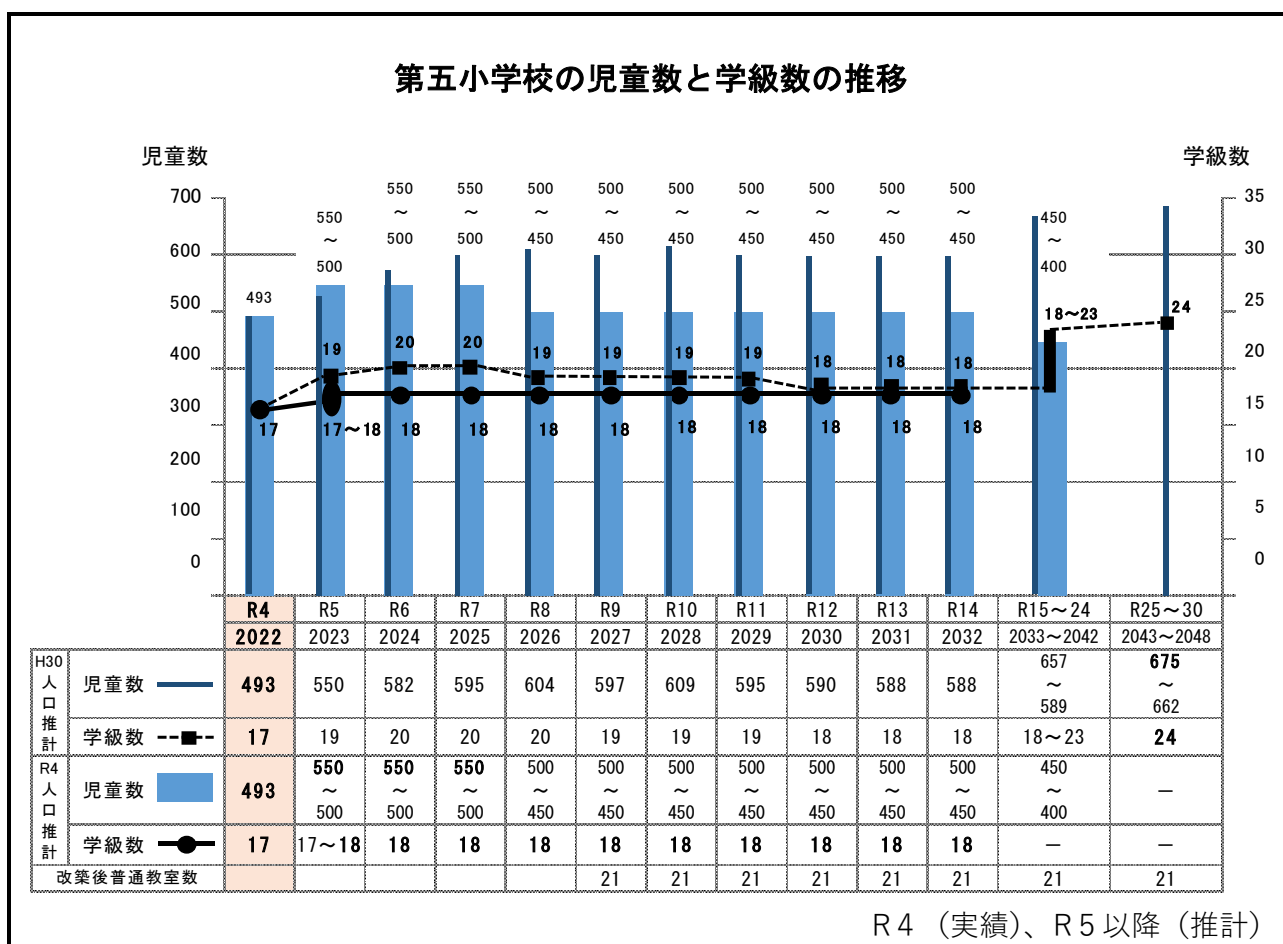
第五小の児童数（※）においては、しばらく増加する傾向にあり、平成30年推計では、ピークを令和30（2048）年の児童数675名・学級数24程度と予測していましたが、最新の令和4年推計では、ピークを令和5～7（2023～2025）年の500～550名程度、改築後のピークを令和9～14（2027～2032）年の450～500名程度と予測しています。

最新の推計値のピークとなる児童数・学級数を基準に、西久保地域の開発事業を考慮した上で、普通教室の不足が発生しないよう施設整備を進めます。

現在（令和4（2022）年5月1日）：493人

ピーク（令和5～7（2023～2025）年）：500～550人

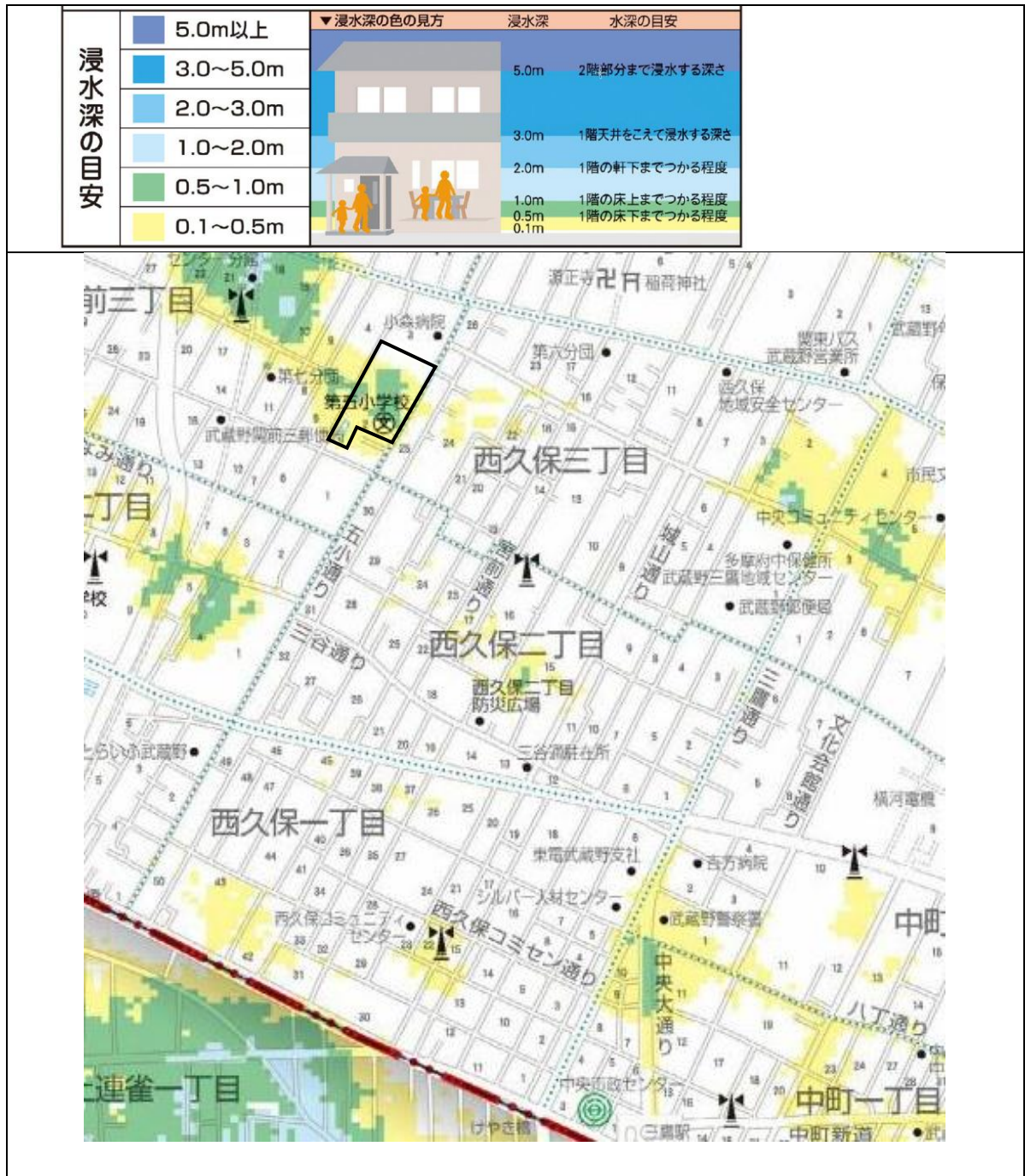
改築後のピーク（令和9～14（2027～2032）年）：450～500人



（※）児童数の推計は、第五小の学区内対象年齢の人口に、第五小への通学状況を反映させて算出しています。

(4) 学区周辺における浸水想定

武蔵野市浸水ハザードマップは、都が実施したシミュレーションの結果を示したものです。シミュレーションの想定は総雨量 690 mm、時間最大雨量 153 mm（参考：平成 17(2005)年 9 月 総雨量 180 mm、時間最大雨量 95.5 mm（※））。表示は、1辺が 10m のメッシュ（区画）単位になっており、水深はメッシュ内において最大の水深となる地点のデータを表示しています。マップによると、第五小は校地の一部が浸水（0.1～1.0m）する想定です。



武蔵野市浸水ハザードマップ（抜粋）

(※) 過去数十年経験のない記録的な豪雨により、吉祥寺北コミュニティセンターの地下部分が水没したほか、吉祥寺北町 1 丁目、2 丁目をはじめ、市内各所で浸水被害が発生しました。

(5) 改築校の現況

現在の校舎は校地北側及び西側上部に、体育館は校地西側中部に配置されています。プールは体育館の南側に配置されています。

建築年数については、北校舎棟及び西校舎棟、体育館棟、プールの全てが50年以上が経過し老朽化が進んでいます。



番号	施設	建築年度	構造	階数	面積㎡
①	北校舎棟	S35	RC	4	2,593
②	西校舎棟	S47	RC	4	2,710
③	体育館棟	S46	RC+S	3	1,483
④	プール	S46	CB	1	60
門	敷地出入口	—	—	—	—
倉	他 倉庫等	—	—	—	—

敷地内の主な植栽	
杉	ヒマラヤスギ
桜	サクラ
植1	並木+植込 (サワラなど)
植2	樹木+植込 (サクラ、ハナミズキなど)
植3	植込
植4	並木+植込 (クヌギ、マテバシイなど)
植5	並木 (クロマツ、サクラ、イチョウなど)

構造凡例：RC=鉄筋コンクリート造、SRC=鉄骨鉄筋コンクリート造

第五小配置図

(国土地理院ウェブサイト「地図・空中写真閲覧サービス」を加工し武蔵野市が作成)

(6) 改築校の特色ある教育活動等（令和4年度）

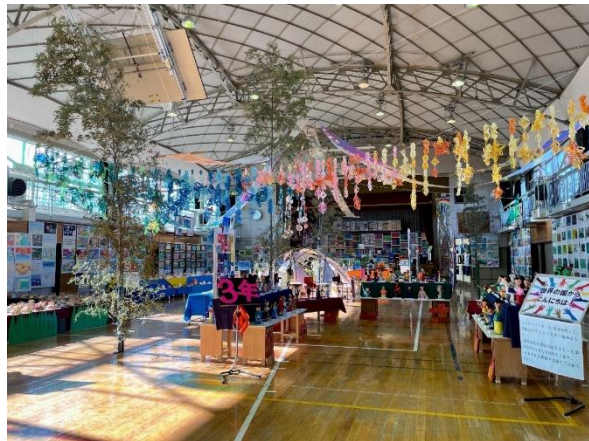
<p>「やり取り」を重視した授業</p>	<p>○全ての教育活動で、児童が互いの思いや考えを「やり取り」する場面を意図的・計画的に設け、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指しています。このことが、資質・能力の向上ばかりでなく、児童が互いのよさを認め合う受容的な人間関係の形成にも結び付いています。</p> <p>○令和3年度からは「やり取り」に学習者用コンピュータを活用しています。</p>
<p>自信と意欲を育む学校行事</p>	<p>○運動会や学芸会、セカンドスクール等の学校行事に、児童が主体的・協働的に取り組めるようにしています。友達と力を合わせてやり遂げる経験を通して、一人一人の児童が自己効力感や自己有用感を味わえるようにし、自尊感情を高め自信と意欲を育んでいきます。</p>
<p>芸術科目や読書の重視</p>	<p>○音楽や図画工作などの芸術科目、様々な文芸作品を味わう国語の授業や読書活動を大切にし、豊かな情操を育みます。</p> <p>○音楽・図工は市の時間講師制度を活用して1・2年生から専科講師が授業を担当しています。</p>
<p>自然と触れ合う活動の重視(ビオトープ、飼育・栽培活動)</p>	<p>○平成13年に完成したビオトープは児童が日常的に自然と触れ合える貴重な体験の場です。多くの学年が学習材として活用しているだけでなく、児童の憩いと癒しの場にもなっています。</p> <p>○花壇を利用した野菜等の栽培、小動物(ウサギ・小鳥)の飼育にも熱心に取り組んでいます。</p>
<p>地域を大切にする子どもの育成</p>	<p>○1・2年生の生活科、3年生以上の総合的な学習の時間には、地域について調べたり、地域の方と関わったりすることを通して五小周辺の地域のよさを知り、大切にしていこうとする態度を育む学習が計画されています。</p>
<p>吹奏楽部の活動</p>	<p>○本校の吹奏楽クラブ(課外)は、昭和61年に「管楽器クラブ」として発足しました。現在3年生以上の約70名の児童が所属し、活動しています。コロナ禍の影響で外部向けの演奏会には参加していませんが、校内での発表会に向けて練習に励んでいます。</p>
<p>ランチルーム和室と茶道クラブ</p>	<p>○平成元年に完成したランチルームは洋室と和室があります。児童増加による教室不足により、現在洋室は第2音楽室兼多目的室となっていますが、茶室付きの和室では裏千家指導者による茶道クラブ(課内)の活動が行われています。茶室には桂離宮と同じ銘木が使用されています。</p>
<p>自慢の自校給食</p>	<p>○安全・安心でバランスのよいメニュー、とてもおいしい給食は、本校の自慢です。栄養士や調理員とも連携した栄養に関する指導を各学年で実施するなど食育の充実を図っています。</p>
<p>「ノーチャイム」</p>	<p>○五小ではチャイムが一切鳴りません。それでも子どもたちは時計を見て自ら時間を守った行動ができます。平成元年から30年以上継続されている取組が定着しています。</p>



「やり取り」を重視した授業



運動会



展覧会



ビオトープ



ランチルーム前の花壇



まちたんけん (生活科)



ランチルーム和室



自慢の自校式給食

(参考) 現在の施設の様子



校舎遠景



普通教室



教室前廊下



昇降口



体育館棟外観



体育館アリーナ



地下広場



学校図書館



プール



音楽室



校庭全体



校庭遊具



校庭倉庫



防災倉庫



シンボルツリー (ヒマラヤスギ)



ビオトープ

3 小学校改築における標準化と各学校の特徴の考え方

(1) 武蔵野市学校改築における標準化と各学校の特徴の考え方

今後、本章で定めた基本的な考え方、新たな学校施設の規模や位置を前提として、全体計画による標準仕様（「学校施設整備に向けた考え方」、諸室面積基準など「計画・設計の具体的事項」）に基づき設計を進めます。

全体計画では、諸室面積基準のほかに空間構成のための大まかな考え方までは整理されていますが、設計を進めるためには、この考え方をより具体的に整理する必要があります、これを「武蔵野市立第五小学校改築基本計画」として取りまとめます。

設計段階では、このコンセプトのもと、諸室面積基準に基づき必要な諸室を配置し教育空間を構成するとともに、設備や構造等についても具体的に検討します。その際、本市の学校施設として備えるべき標準的な事項（標準化）と、各学校の特徴を活かす事項を整理して検討することが大切です。

① 標準化を図る事項

これまで、武蔵野市教育委員会では新たな教育課題、学校の適正規模、地域の公共施設として学校施設に求められる機能などについて学識経験者や学校関係者による委員会で検討した結果を「武蔵野市学校施設整備基本方針」（平成 27（2015）年 5 月）および「武蔵野市学校施設整備基本計画中間のまとめ」（平成 29（2017）年 2 月）として公表しました。さらに、目指すべき学校施設の基本的な方向性と、具体的な施設の整備方針および標準的な仕様を定めるため、学識経験者や学校関係者による委員会で検討し、全体計画（令和 2（2020）年 3 月）を策定しています。

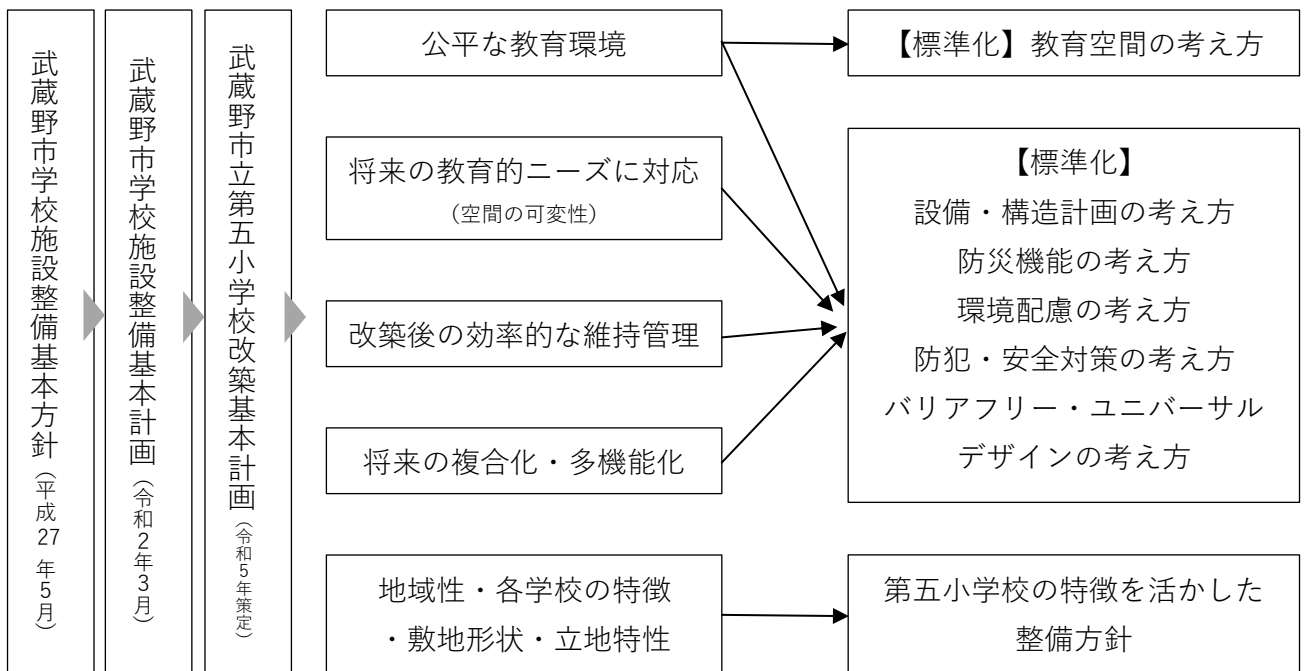
これらの計画にも記載されているとおり、学校改築において重要な視点の一つに「公平な教育環境」があります。公立の小学校であり、居住地で通う学校が決まる指定校制を敷いていることから、児童は原則として通う学校を選択することができません。どの学校に通うことになったとしても、一定の機能を満たす空間の中で教育を受けられるよう、可能な限り全ての学校で公平な教育環境を整えていく必要があります。

また、空調や換気、照明、水回りなどの設備の性能、耐震性などの構造の性能についても、公平な教育環境確保のため、一定の標準化が必要です。さらに、設備・構造については、今後の財政見通しも鑑み、改築後の維持修繕の効率化、将来の教育的ニーズへの対応や複合化、多機能化の観点からも、標準的な考え方で学校改築を進める必要があります。同様に、防災機能、防犯・安全、バリアフリー*、ユニバーサルデザイン*、環境配慮などの考え方や防水や断熱などの建物性能に関わる整備の考え方についても、公平な教育環境整備、効率的な維持管理の観点から、一定の標準化を推進する必要があります。

このため、全体計画に定められている「学校施設整備に向けた考え方」を具体化するものとして、これらの標準化を推進すべき事項を整理することとします。

② 第五小学校の特徴を活かす事項

一方で、全体計画では、学校は地域の核として、「地域に調和し愛される施設を目指し、地域の歴史および伝統、景観、住環境等と調和し、児童生徒・地域の住民から永く愛される施設を目指す」こととしています。そのため、「武蔵野市立第五小学校改築懇談会」を開催し、第五小学校の特徴、地域コミュニティ、福祉、防災といった多様な観点からの議論を経て、本計画を策定しました。この中で記載する第五小学校の特徴、第五小学校敷地の立地特性や敷地形状を踏まえた設計の考え方を「第五小学校の特徴を活かした整備方針」として整理することとしました。



(2) 教育空間の考え方

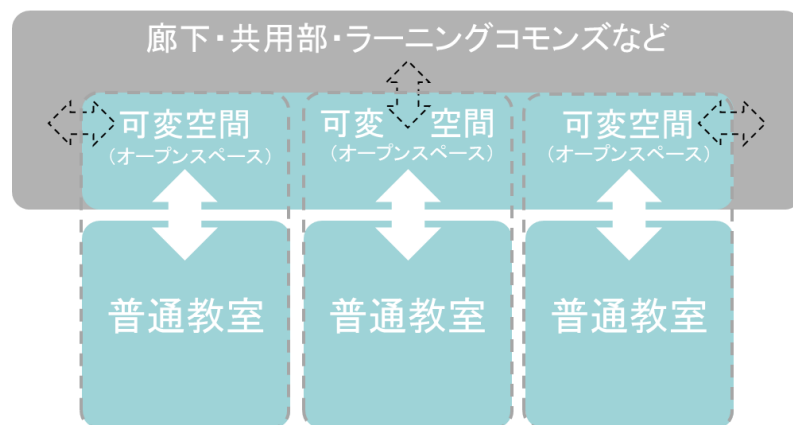
令和2年2月に策定した「第三期武蔵野市学校教育計画」では、今までも大切にしてきた「生きる力」を育む教育を一層推進するとともに、子どもたちが様々な変化に主体的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力などを十分に身に付けられるよう、教育活動を展開していくことを基本理念としています。これを踏まえ、全体計画では、未来を見据えた学校施設整備の方針の一つとして「学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設」を掲げています。

また、文部科学省による「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 最終報告（令和4年3月）」では、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する」ことが重要であると示されました。「学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、児童生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間」を整備していくことや、空間の位置づけ等を考慮しつつ、学習空間を適切に組み合わせ、相互の連続性・一体性を確保していくことが重要であるとされています。

これらの方針やこれからの学びの在り方を踏まえて、市として整備を進めるべき教育空間の考え方を整理しました。

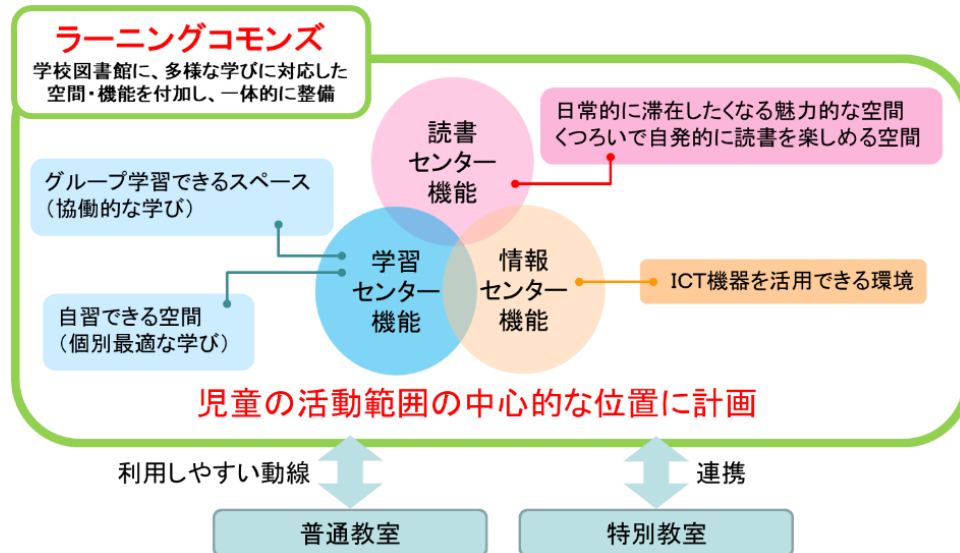
①普通教室・教室まわり

- ・新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の推進から、従来の「教えるための教室環境」から「学ぶための教室環境」への転換が求められています。
- ・一斉指導による学習以外に、チームティーチング*による学習、個別学習、習熟度別・少人数指導による学習、グループ学習、一人一台端末*の導入など、学び方が多様化しています。
- ・普通教室については、多様な学習内容・学習形態および児童の主体的な活動を支援し、豊かな創造性を発揮できる空間として計画します。
- ・小学生は普通教室を中心に学びが展開されるため、普通教室まわりに拡張性、可変性をもたせ「可変空間（オープンスペース）」を計画し、個別最適な学びと協働的な学びに柔軟に対応できる空間とします。



②ラーニングコモンズ

- ・ 学校図書館*は本来の読書・学習・情報センターとしての機能を核としながら、「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進める基盤としての活用が期待されています。ここに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を実現する機能や空間を付加し、「ラーニングコモンズ」として整備をします。
- ・ 児童の調べ学習や自主的・自発的な学習が展開されやすいよう、ラーニングコモンズはどの教室からも利用しやすい学校の中心に、開放的に計画します。

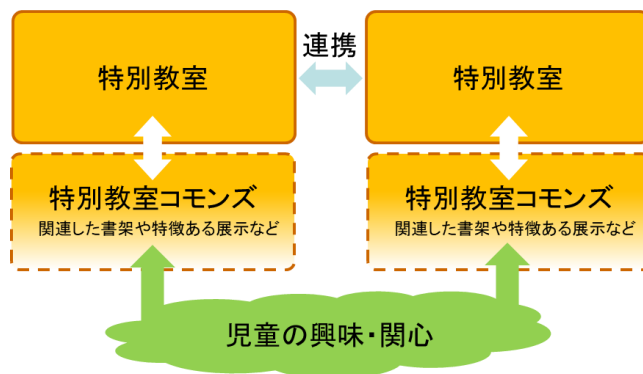


『コモンズ』とは

“集まる場所”、“共有する広場”を意味し、“児童の自主的・主体的な活動を促す場”という意味も含まれます。

③特別教室・特別教室まわり

- ・ 複数の教員等の指導など多様な学習形態への対応およびラーニングコモンズ等との連携を考慮し計画します。
- ・ 特別教室の配置にあたっては、各教科の特性に応じて配置するだけでなく、教科等横断的な学習への対応も検討します。
- ・ 現状では授業時間外は施錠され、使用する学年も限定されている特別教室ですが、全ての児童に教科ごとの特徴ある活動が見え、気配を感じることができるスペースとして、特別教室前に開放的に「特別教室コモンズ」を整備します。



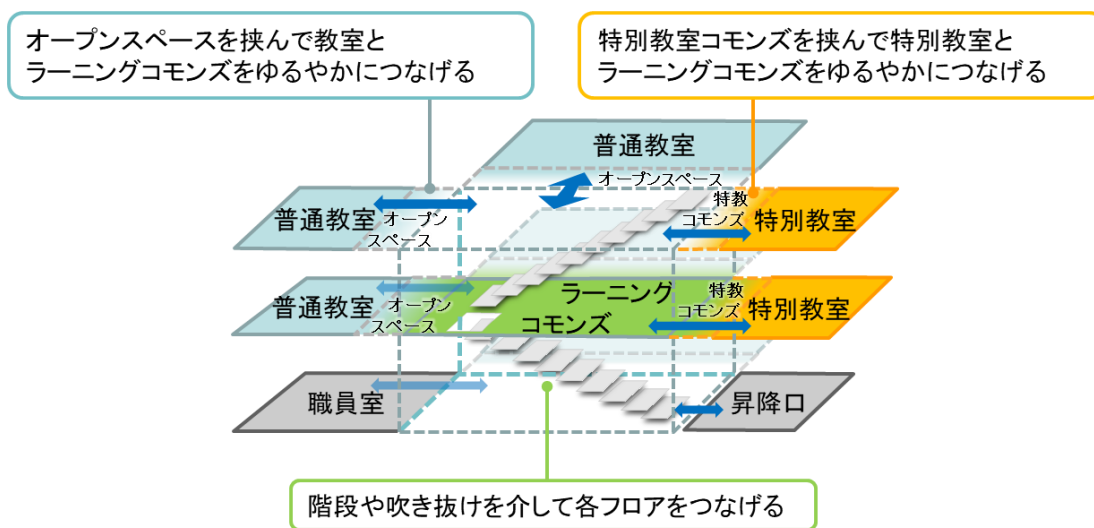
④校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備

学校空間を構成する主要要素である普通教室、特別教室、ラーニングコモンズ、これらを適切に組み合わせ、重ねながら、ゆるやかにつなげることで、校舎全体を学びの場として整備していきます。

開放的なラーニングコモンズを中心に配置することで、学びとの出会い・興味・楽しさを生み出すとともに、交流・刺激・遊びを誘発することが期待できます。さらにラーニングコモンズからオープンスペース、普通教室へと連続した学びと、ラーニングコモンズから特別教室コモンズ、特別教室へと連携していく学びといった、多様な学びの空間を連続して配置していくことで、児童自ら学びの場を選ぶことができ、主体的な学びを促します。

また、階段、吹き抜けが各フロアをつなぎ、学校全体を学びの空間として連続させ、縦にも横にも空間をつなぐことで、見る・見られるの関係から、自発的な学びを促すような空間を目指します。

さらに、全体をつなげるだけでなく、多様な学びに対応して空間を拡張・分割できる柔軟性・可変性をもたせたり、個人で集中できる小空間を設けたりすることで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の実現を目指します。



学びの空間概念図

4 基本方針

基本方針とは、改築校の特徴や伝統、文化を生かしながら改築事業を行うための理念となる方針です。学校ごとに掲げている教育目標、学校の特色、児童・保護者・教職員アンケート結果、懇談会での意見を踏まえ、市教育委員会の教育理念と照らし合わせて定めます。

・ **知・徳・体をバランスよく育み、未来にわたって自ら学び続ける力を育む施設**

知・徳・体にわたる「生きる力」を育み、将来どのような課題や社会情勢の変化があっても、能動的に学び続け、自らの人生を切り拓くことのできる力を育む施設を目指します。

・ **子どもたちの「元気」「本気」「根気」であふれる校風を、地域とともに支える施設**

第五小の教育目標である「気」のあふれる学校を支えるには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、地域の方とともに子どもを育てていくという視点が大切です。温かな地域とともに子どもの「気」を育む施設を目指します。

・ **児童の自主性を育み、異学年交流の文化を継承する施設**

第五小の特徴的なノーチャイム制度と、異学年交流の文化を継承していく施設を目指します。

5 整備方針

全体計画では、「第三期武蔵野市学校教育計画」で示した学校教育の基本的な方向性を踏まえて、「学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設」「安全でゆとりのある施設」「地域のつながりを育てる施設」を方針として掲げています。

次年度以降に進める設計に反映させるため、全体計画の方針を基本とし、学校関係者や懇談会の意見を基に、全体計画の具体化や改築校がこれまで行ってきた教育活動や活動を支える施設などの独自性を踏まえ、整備方針とします。

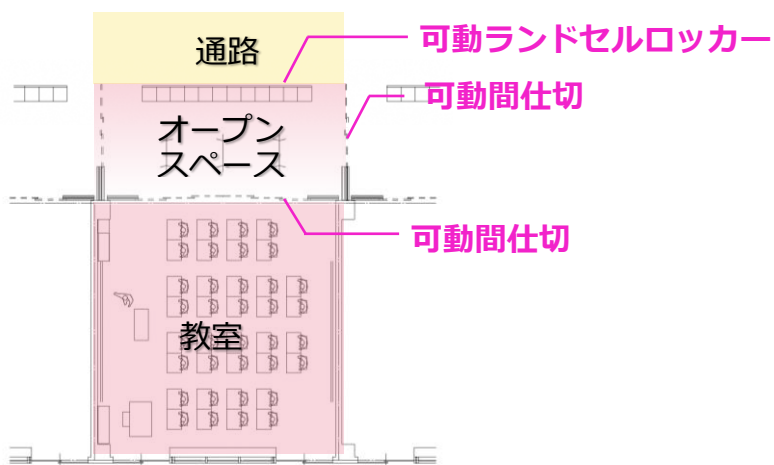
(1) 第五小の特徴を活かした整備方針

- ・ 児童の自主性を育むため、ノーチャイム文化を引き継ぎ、生かせる空間構成を検討します。
- ・ 児童の知的好奇心や探究心を育むため、伝統あるビオトープの保存に努めます。
- ・ 緑豊かな環境を生かすため、ヒマラヤスギや桜を含む既存樹木の保存に努めます。
- ・ 東西どちらの道路からもアクセスしやすい動線計画を検討します。
- ・ 地域の魅力的な景観づくりと安全な歩行環境に寄与するため、五小通り沿いの整備を計画します。
- ・ 多様な災害に備えて、ハザードマップの浸水想定にも対応した設えを検討します。

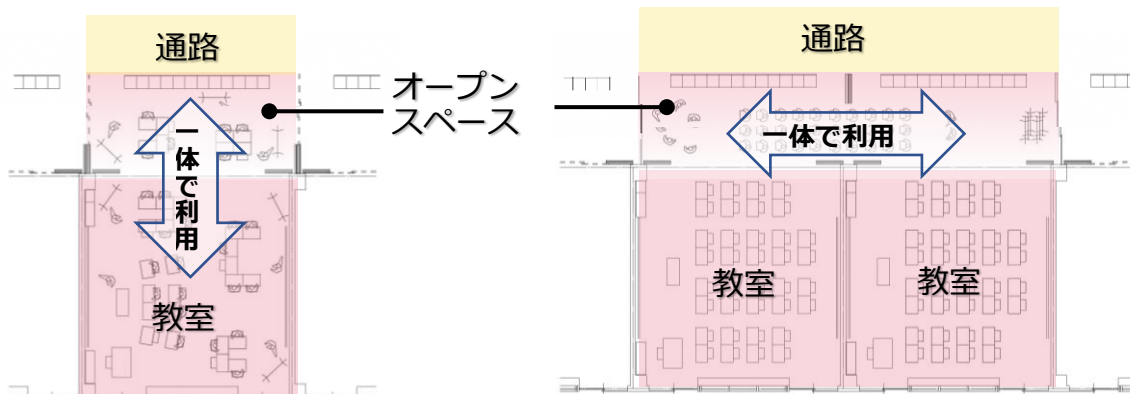
(2) 学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設

①普通教室・教室まわり

- ・すべての普通教室には、通路スペースを確保した上で、多様な学びを展開できるオープンスペースを隣接して配置します。
- ・普通教室とオープンスペースの間は可動式間仕切りで区切り、活動に応じて閉じた教室としても、開放して一体的に利用することもできる設えとします。
- ・可動式間仕切りは、児童が容易に安全に開閉できる仕様とします。
- ・オープンスペースは、音環境や温熱環境を考慮し、天井・壁への吸音材の整備や、可動間仕切りの整備、家具の配置を工夫します。
- ・ランドセルロッカーは可動式とし、活動に応じて教室空間を拡張して使うことができるよう計画します。
- ・可動式の家具は児童の安全に配慮したものとし、転倒しない形状や、フランス落とし等を用いた固定方法を工夫します。
- ・新JIS規格の机の使用を前提としてレイアウトを検討するとともに、児童の持ち物の大きさや量に合わせた家具のサイズや配置を検討します。
- ・限られた壁面について、板書、映像の投射、掲示物の貼付けなど、表現の場として最大限に活用できるよう検討します。



【オープンスペースの整備イメージ】



【教室空間を拡張した利用例】

【オープンスペースを拡張した利用例】

②ラーニングコモンズ

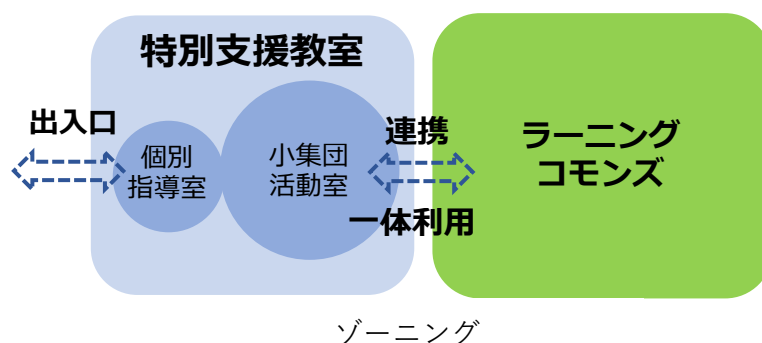
- ・ 日常的に滞在したくなる、くつろいで自発的に読書を楽しめるような魅力的な空間とします。
- ・ 低学年用読み聞かせスペースなど、発達段階に応じたスペースを整備します。
- ・ ICT機器を活用できる環境を整備します。
- ・ グループ学習や自習等にも使用できる多目的室を併設します。

③特別教室・特別教室まわり

- ・ 特別教室（理科、音楽、図工、家庭科）は、十分な水回りや収納、掲示スペースに配慮しながら、児童の作業に支障のない広さを確保した計画とします。
- ・ 各特別教室には、教材等を保管するための準備室を設けます。
- ・ 特別教室コモンズは、各教科に関連した書架や特徴ある展示を行うなど、児童の興味・関心を喚起する計画とします。
- ・ 特別教室コモンズは開放的な設えとし、児童の目につきやすく、気軽に立ち寄れる場とします。

④特別支援教室*（小集団活動室、個別指導室）

- ・ 全学年が通級することを踏まえ、通いやすい階に設けます。
- ・ 小集団活動室と個別指導室は近接して配置します。
- ・ 音に過敏な児童に配慮し、音楽室などの大きな音の出るスペースから離して配置します。
- ・ 児童が授業に集中できるよう、教室から校庭が見えない室配置を工夫します。
- ・ 視線に敏感な児童に配慮し、廊下からの視線を感じさせない設えを工夫します。
- ・ 個別指導室は、周囲に気兼ねせず出入りすることができるよう、外部からも直接登校できる教室配置を検討します。
- ・ 小集団活動室は、インクルーシブ教育*を推進するため、ラーニングコモンズと一体的に使用することもできる設えを検討します。
- ・ 特別支援教室外で、児童が気持ちを落ち着かせることができる居場所（クールダウンスペース）を各階に検討します。



(3) 安全でゆとりのある施設

① 体育施設

○ 屋内運動場（体育館）

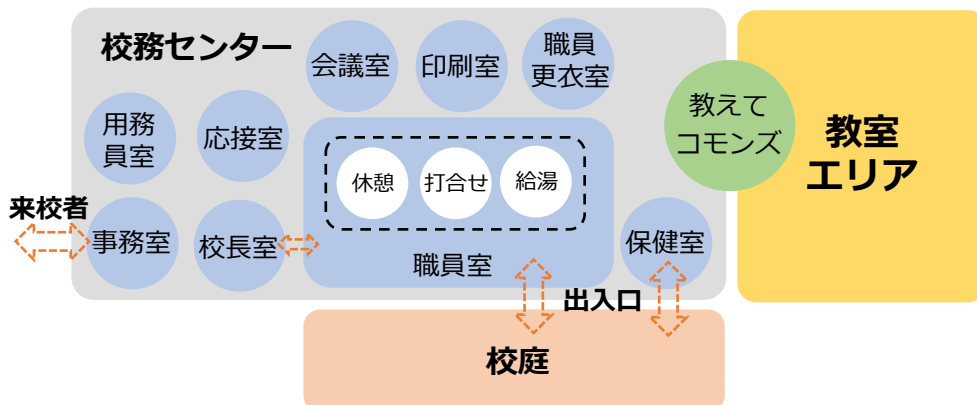
- ・ 避難所としても利用されるため、円滑に移動できるよう、地上1階に整備します。
- ・ 床材は、避難所としての利用も踏まえ、コストも勘案しながら最適な材料を検討します。
- ・ トイレ等の水回りや更衣室へアクセスしやすい動線を計画します。

○ 校庭

- ・ 一年を通して使用に支障がないよう、日影の影響に配慮して配置するとともに、水はけにも配慮した整備を行います。
- ・ 学校周辺への砂ぼこり対策として、散水設備や緩衝緑地整備などの工夫を行います。
- ・ 日差しを避けて休憩できる場所を設置します。
- ・ 学級園を校庭もしくは屋上に設置します。
- ・ 体育倉庫を設置します。
- ・ 校庭からアクセスしやすい位置にトイレを設置します。
- ・ 既存のビオトープを極力保存し、劣化状況に応じて修繕や改修を検討します。
- ・ うんてい、鉄棒、砂場を設置します。その他の遊具については、安全性に配慮して遊具の選定と配置を検討します。
- ・ 校庭のどこからでも見やすい位置に時計を設置します。

② 管理諸室

- ・ 職員室は校庭全体を見渡すことができ、直接出入りできる1階に設置します。
- ・ 「チーム学校*」として一体的な学校運営を行うため、情報共有やコミュニケーションを図ることができる環境として、管理諸室を一体とした校務センター方式を検討します。
- ・ 執務スペースとしての基本的な機能および安全衛生に配慮することを前提とし、打ち合わせスペース、休憩スペース、給湯スペースを整備します。
- ・ 児童が立ち寄りやすく、気軽に先生に相談ができる場として「教えて commons」を職員室に近接して設けます。



ゾーニング

③自校調理施設

- ・第三期武蔵野市学校教育計画に基づき、給食の自校調理施設を学校内に設置します。
- ・文部科学省「学校給食衛生管理基準」に基づいた仕様とします。
- ・搬入車両が出入りしやすい動線を計画します。
- ・搬入口と児童の動線を分離します。

④設備・構造計画の考え方

○ 設備計画の考え方

- ・校舎には冷暖房、換気設備を適切に設置します。
- ・体育館は避難施設であることを踏まえ、断熱を徹底したうえで空調設備を設置します。
- ・メンテナンスを必要とする設備配管は、教室利用時でも容易に点検や更新を行うことができるように計画します。

○ 構造計画の考え方

- ・階高を抑えながら天井高さを確保できる構造形式を検討します。
- ・将来の人口減も見据えて、空き教室を他の用途の室に容易に転用することができるよう、スケルトン・インフィル*とします。
- ・避難所としても供される学校施設として、建築基準法の要求する一般耐震レベルから1.25倍に向上させた耐震性能を目標とします。
- ・付属施設や非構造部材*も含めて、十分な耐震性能を確保します。

⑤防犯対策・安全対策

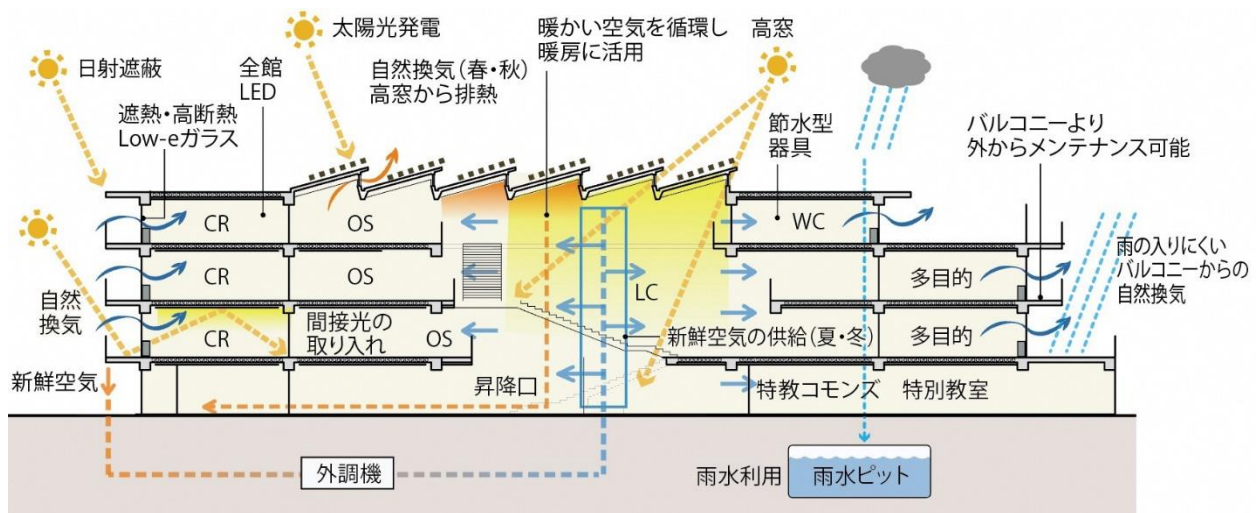
- ・敷地内に死角をなくす工夫を行います。
- ・敷地内の歩車分離を図ります。
- ・開放ゾーンと学校ゾーンを区分できるようにします。
- ・機械警備、門扉の電子錠、防犯カメラ、校内内線電話、学校110番*を設置します。
- ・事務室等の配置を工夫し、不審者の侵入抑止に努めます。
- ・屋外活動を見守るため、校庭を見渡すことができる位置に職員室を配置します。
- ・保健室は校庭から直接出入りでき、緊急車両がアクセスしやすい場所に配置します。
- ・学校内にあるすべての施設・設備について、児童の多様な行動を想定し、十分な安全性を確保します。特に、事故の危険性が高い箇所（昇降口、吹き抜け、階段の踊り場など）は安全性を重視した分かりやすい構造とします。
- ・学校外の方も含めたあらゆる利用者を想定し、関係者と協議しながら設計します。
- ・校舎の浸水対策として、止水板等の設置を検討します。

⑥環境配慮の考え方

- ・『武蔵野市公共施設の環境配慮指針』（令和5年3月策定予定）に基づき、ZEBの推進に努めます。
- ・エネルギー効率の良い設備機器や節水型器具の導入に加え、日射遮蔽や断熱、自然採光

や自然通風、雨水、地熱の活用など、パッシブ*でできることを検討します。

- ・ Low-E 複層ガラス*の採用や高断熱化などにより、空調エネルギーを最小化することを検討します。
- ・ バルコニー等の深い軒庇で日射を遮り、空調負荷を低減することを検討します。
- ・ 校舎全体が環境を学ぶ教材となることを目指します。
- ・ 既存の樹木をなるべく残し、『東京における自然の保護と回復に関する条例（略称 自然保護条例）』、『武蔵野市まちづくり条例』に基づき、緑化を推進します。
- ・ 『武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効活用の推進に関する条例』に基づき、雨水流出抑制に努めます。
- ・ 自立運転機能付きの太陽光発電設備を導入します。
- ・ 多摩産材の活用について、補助制度の活用を踏まえ、検討します。



環境配慮のイメージ例

⑦バリアフリー・ユニバーサルデザイン

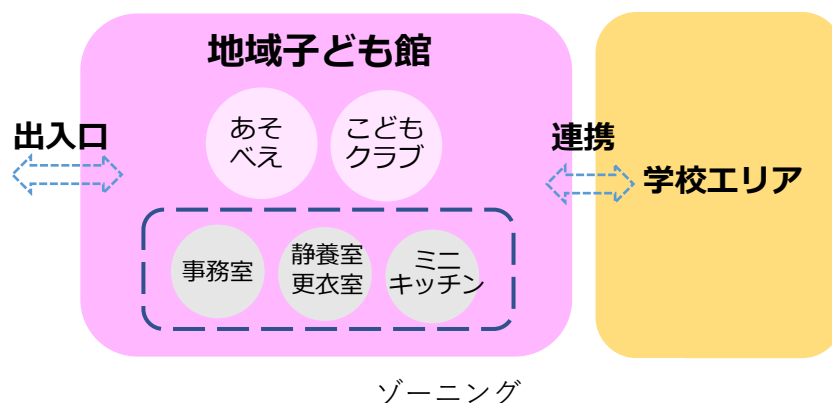
- ・ 『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）』に準じて、エレベーター、階段等への両側手すり、スロープ等を設置し、すべての児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるようにします。なお、エレベーターの運用については、学校運営の中で検討します。
- ・ 屋内運動場や開放用多目的室等、地域開放する諸室は1階に集約配置し、誰もが容易にアクセスできる計画とします。
- ・ 校門から昇降口、利用居室、トイレ、エレベーターを段差なしに移動できる経路を設定し、滑りにくい素材とします。
- ・ 敷地内に車いす利用者の駐車場を設け、建物まで段差のない経路を確保します。
- ・ 多様な性のあり方への対応も踏まえたトイレを計画します。
- ・ 地域利用も想定される1階の多機能トイレには、ベビーチェア、オストメイトパック*や大人用ベッド*を併設します。

- ・手洗い・水飲み場は、車いすでも利用可能な設えとします。
- ・案内サインは大きく見やすいものとし、誰にでも分かりやすく迷わないデザインを計画します。
- ・一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設として、バリアフリー対応やユニバーサルデザインの採用に加え、障害の有無にかかわらず、安全かつ円滑に学ぶことができるよう計画します。

(4) 地域のつながりを育てる施設

①地域子ども館*

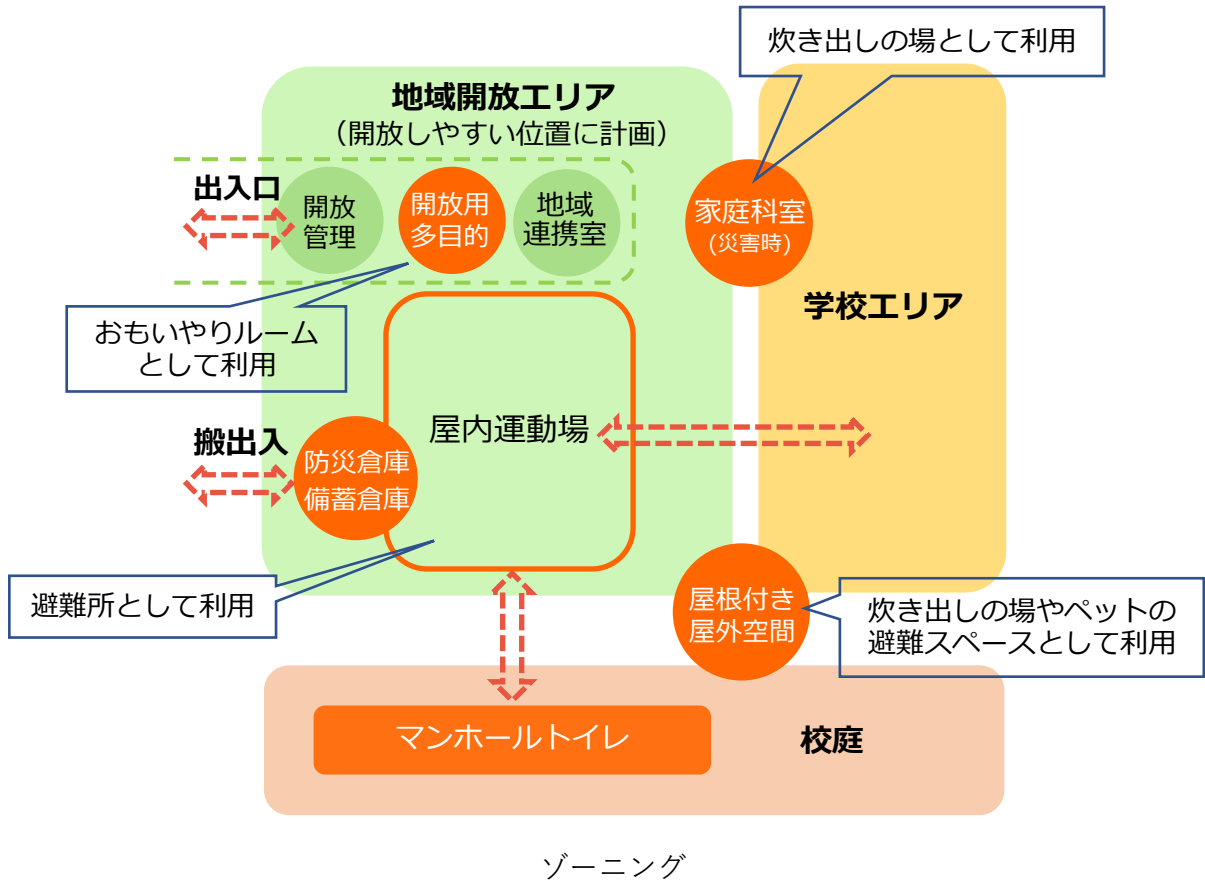
- ・地域子ども館（あそべえ*、こどもクラブ*）は学校内に設置します。
- ・あそべえ、こどもクラブは近接して配置します。
- ・こどもクラブの各育成室はまとめて配置します。
- ・学校と管理区分を分けることができる配置とします。
- ・トイレ等、水回りへアクセスしやすい動線とします。
- ・校庭で使用する遊び道具等を収納できる倉庫を設置します。
- ・管理スペースとして、地域子ども館内に事務室、静養室兼更衣室、ミニキッチンを設置します。



②避難所

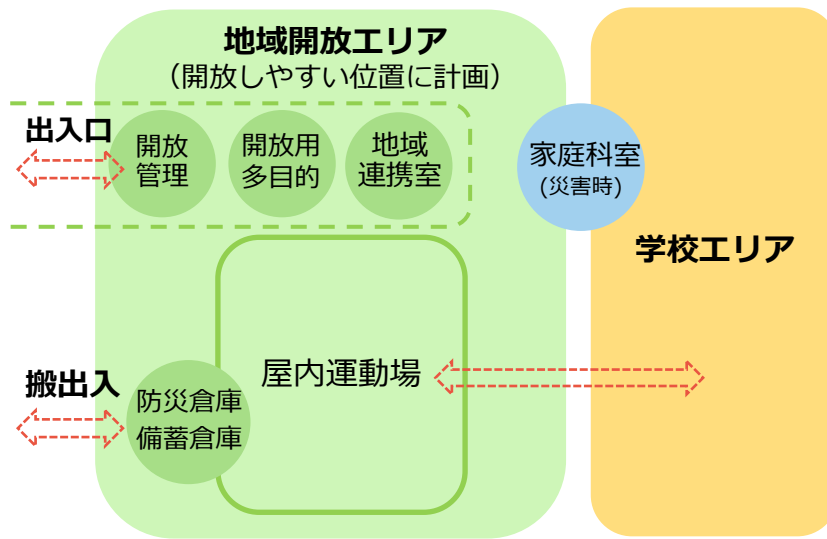
- ・防災倉庫および備蓄倉庫を屋内運動場に近接して設置します。
- ・校庭および地域開放エリアの屋内運動場、開放用多目的室、家庭科室は、「武蔵野市地域防災計画」に規定される避難所として必要な機能を満たし、障害者、高齢者、妊婦等の要配慮者の利用、および災害時の炊き出しの実施を想定した施設を計画します。なお、避難所としての開放規模は、各学校の状況に応じ、可能な限り対応するものとします。また、教育活動の早期再開が可能となることも考慮に入れて計画します。
- ・屋内運動場とマンホールトイレなどは、防災機能を担う諸室、設備と連携しやすい配置とします。
- ・開放用多目的室を屋内運動場に近接させ、「おもいやりルーム*」として利用できるようにします。
- ・自立運転機能付きの太陽光発電設備を導入し、災害時にも利用できるようにします。

- ・ 炊き出し釜の使用場所としても利用可能な、屋根付きの屋外空間の配置を検討します。
- ・ 屋根付きの駐輪場や屋外空間を整備し、災害時にはペットの避難スペースとして活用できるようにします。
- ・ 災害時の物資の荷捌きスペースを適切な位置に確保します。



③地域連携・開放施設

- ・ 開放エリアと学校エリアを適切にゾーニングします。
- ・ 屋内運動場近傍に開放諸室を集約し、使いやすさ、管理しやすさに配慮します。
- ・ 開放用の多目的室は、地域のコミュニティルームとして活用できるように開放エリア内に整備するとともに、授業での利用も想定した配置とします。
- ・ 外部からの出入り口には開放管理室を設けて、学校との管理区分を明確に分離するなど、学校開放の運営管理が行いやすい施設とします。
- ・ 今後、多様な地域人材が教育活動に参画することを想定し、諸室の配置や動線を計画します。
- ・ 家庭科室は、災害時に炊き出しの場として利用できるように、地域開放エリアと学校エリアの間に整備します。



ゾーニング

6 改築事業の概要

(1) 改築計画施設の予定規模

敷地面積 9,710 m²
 延床面積 約 10,000 m²
 階 数 地上4階建て・14m
 構 造 鉄筋コンクリート造

(2) 構成諸室

普通教室（普通教室、習熟度別学習室、多目的室）
 特別教室（理科室、音楽室、図工室、家庭科室）
 ラーニングコモンズ*（学校図書館、多目的室）
 管理諸室（事務室、校長室、応接室、主事室、職員室、印刷室、大会議室、
 職員更衣室、倉庫、保健室、教育相談室*）
 特別活動・生活諸室（児童会室、放送室、児童更衣室、リフト室）
 共用諸室（トイレ、倉庫、教材室等）
 特別支援諸室（特別支援教室小集団活動室、特別支援個別指導室、個別支援教室）
 P T A ・地域（地域連携室、多目的室（開放用）、開放管理室）
 附属施設（給食調理室、地域子ども館あそべえ、こどもクラブ（学童））
 体育施設 屋内運動場、器具庫、更衣室、トイレ、（プール）
 防災施設 防災倉庫、備蓄倉庫等

(3) 想定工程

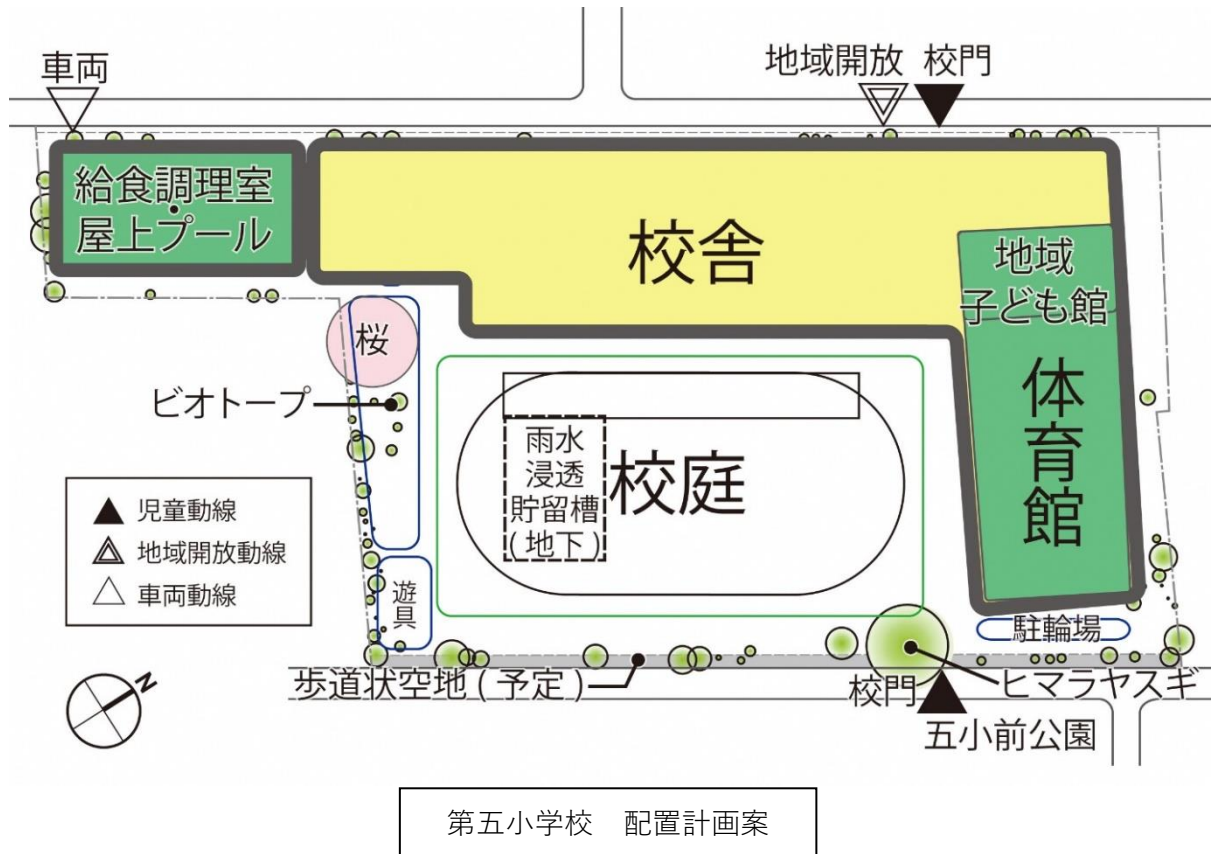
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
設計	基本計画	基本設計	実施設計				
工事				解体工事	新築工事		
児童	第五小 既存校舎		仮設校舎へ引越し ▼	第五中学校 仮設校舎		新校舎へ引越し ▼	第五小 新校舎

※現時点で想定している工程のため、今後の設計の中で変更する可能性があります。

(4) 建物配置

校舎の位置を北西・北・南にそれぞれ配置した4案を候補とし、改築懇談会での議論、近隣住民へのアンケートを踏まえた結果、周辺環境が大きく変わらないこと、新しい時代の教育環境をレイアウトできること、校庭の大きさと日当たりの良好さなどから、既存校舎配置に近い北西に配置する計画とすることにしました。

令和5年度からはじまる基本設計の中で、さらに詳細を具体化していきます。なお、この計画案は施設のおおまかな配置を示すものです。設計の中で変更する場合があります。



- ・敷地北側と西側にL字型状に校舎を配置し、南東側に明るく整形な校庭を確保します。
- ・体育館を含む地域開放諸室を北側にまとめて配置します。
- ・東西どちらの門からもアクセスがしやすいように、校舎内に通り抜けができる半屋外空間（貫通通路）を設けます。
- ・既存の雨水浸透貯留槽を活かした改築計画とします。
- ・校庭は既存と同等の広さを確保し、120mトラック及び50m直線走路を確保します。
- ・ビオトープは既存と同位置に保存します。

7 改築工事中の対応

(1) 中学校改築との関係

第五小は校地が狭小であることから、校地内で改築工事を行いながら校庭を確保することが困難であるため、工事期間中（令和7(2025)～9(2027)年度）、第五中の敷地内に設置した仮設校舎に仮移転します。

仮設校舎は冷暖房設備を完備し、音についても二重窓にするなど、児童が安全で快適な学校生活を送ることができるよう、配慮しています。



第五小の現況

(国土地理院ウェブサイト「地図・空中写真閲覧サービス」を加工して武蔵野市が作成)



仮設校舎普通教室



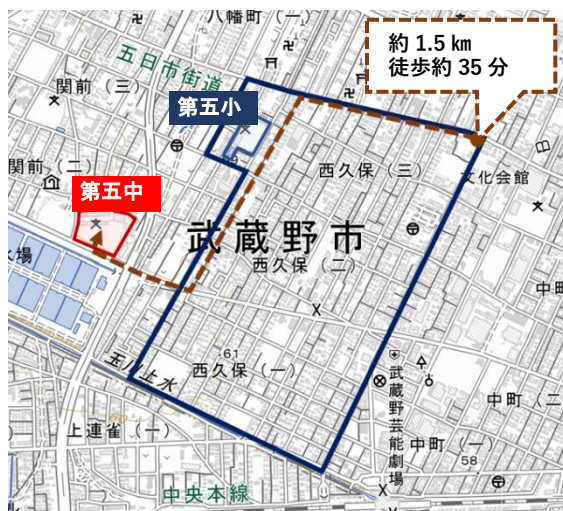
校庭側から見た仮設校舎

(2) 仮移転により想定される影響と対応

第五小が第五中に仮移転することにより、一部の児童の通学距離の延長や通学路の変更が発生します。児童の安全を確保するために、通学時間帯に合わせてスクールバスの運行を検討しています。

また、同敷地内に小学校と中学校が共存するため、施設の使用等において調整をしなければならなくなることが想定されます。

これらの課題に対し、小中学校と調整を行いながら、より良い教育環境を確保するための対策を検討していきます。



第五中と第五小の位置関係

(国土地理院ウェブサイト「標準地図」を加工し武蔵野市が作成)

実線：第五小の学区域

破線：通学距離シミュレーション

徒歩時間は小学校低学年の歩行速度を50m/minと仮定し、信号待ち時間(5分)を加算して徒歩時間を算出

学校名	2022		2023	2024	2025	2026 計画改定	2027	2028	2029	2030
	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	
第五中学校	実施設計	基本設計	基本設計	実施設計	解体工事	仮設共用 中学校用地を共同利用する期間	令和9	令和10	令和11	令和12
	R4.9～仮設校舎使用 既存校舎・体育館解体									
第五小学校	基本計画	基本設計	実施設計	解体工事	本体内工事					
	平成19(2007)年4月2日～	中3								
	平成20(2008)年4月1日生	中2	中3							
	平成20(2008)年4月2日～	中1	中2	中3						
	平成21(2009)年4月1日生	小6	中1	中2	中3					
	平成21(2009)年4月2日～	小5	小6	中1	中2	中3				
	平成22(2010)年4月1日生	小4	小5	小6	中1	中2	中3			
	平成22(2010)年4月2日～	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3		
	平成23(2011)年4月1日生	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2		
	平成23(2011)年4月2日～	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	
	平成24(2012)年4月1日生	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	
	平成24(2012)年4月2日～	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	
	平成25(2013)年4月1日生	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	
	平成25(2013)年4月2日～	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	
	平成26(2014)年4月1日生	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	
	平成26(2014)年4月2日～		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	
	平成27(2015)年4月1日生									
平成27(2015)年4月2日～										
平成28(2016)年4月1日生										
平成28(2016)年4月2日～										
平成29(2017)年4月1日生										
平成29(2017)年4月2日～										
平成30(2018)年4月1日生										
平成30(2018)年4月2日～										
平成31(2019)年4月1日生										
平成31(2019)年4月2日～										
令和2(2020)年4月1日生										
令和2(2020)年4月2日～										
令和3(2021)年4月1日生										

・中学校の工事で影響を受ける学年
・仮設校舎での生活

・五中新校舎で生活する学年
・校庭を小學生と共有

中学校の工事で
影響を受ける学年

中学校地内の仮設校舎
で生活する学年

生 年 月 日 / 学 年 ・ 年 齢

8 その他

(1) プールの設置について

今後改築する予定の学校の中には、敷地面積が狭いことから校地内にプールを設置することが難しい学校があります。また、近年、猛暑や天候不良により計画的な水泳指導が難しくなっており、さらには、水泳指導や維持管理に係る教員への負担や、経年劣化による維持修繕が課題となっています。

改築後の第五小学校へのプールの設置については、改築懇談会での議論及び児童、保護者、教職員アンケート等を実施し、皆様のご意見を伺いながら、今後、教育委員会で決定していきます。プールを設置しない場合、水泳授業については、武蔵野温水プールまたは民間の屋内温水プールで実施することを検討しています。

○プール設置のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
自校プール設置	<ul style="list-style-type: none">・移動時間がかからない。・全校統一的な対応が取りやすい。・ランニングコストを抑えられる（バス運行料や施設使用料は不要）。	<ul style="list-style-type: none">・天候により中止になることがある。・教員が水質管理や水位調整を行う必要がある。・屋外のため、天候により寒い、プールの水が冷たい。・屋上プールは漏水リスクが若干ある（技術の進歩と適切な保守でリスクは低減可能）。・イニシャルコストがかかる。
校外プール利用	<ul style="list-style-type: none">・天候に左右されず、計画的に水泳指導を実施できる。・寒さや水の冷たさはない。地球温暖化に伴う紫外線などの影響も抑制できる。・最小のコストで専門インストラクターの指導を受けることができる。・教員による施設管理が不要になる。・イニシャルコストを縮減できる。	<ul style="list-style-type: none">・移動時間がかかる。・使用時間が限定される。・施設側の状況により使用できなくなる場合も想定される。・ランニングコストが高い（バス運行料や施設使用料がかかる）。

(2) 仮設校舎使用期間中の水泳授業の対応

第五小学校は仮設校舎使用期間中（令和7年～令和9年度）、第五中学校の敷地を共用して使用することとなりますが、水泳授業については、第五中学校のプールではなく武蔵野温水プールまたは民間の屋内温水プールで実施することを予定しています。

○既存の第五中学校プールを共用できない理由

- ①屋外プールのため、小中学校が共用すると、夏の期間に必要な水泳授業時間数を実施できないため。
- ②プールの水量を少なくし、水深を低くした場合でも、プールサイドまでが高く、児童がプールサイドに上がることが困難なため。

○移動について

貸切バスによる移動を検討しています。